

# 地方自治体における栄養教諭の人事政策に関する一考察

—配置率と教員採用選考方法に着目して—

A Study on Personnel Policy of Diet and Nutrition Teachers in Local Governments

—Paying attention to the arrangement rate of Diet and Nutrition Teachers and the selection method of faculty recruitment—

佐久間邦友<sup>※</sup> 亀田 明美<sup>※※</sup> 本山 敬祐<sup>※※※</sup> 田中 真秀<sup>※※※※</sup>

Kunitomo SAKUMA Akemi KAMETA Keisuke MOTOYAMA Maho TANAKA

In this paper, we aim to clarify the nationwide trend by taking up the allocation rate of Diet and Nutrition Teachers and the recruitment selection of prefectures and ordinance designated cities throughout the country. Specifically, the process of checking the allocation rate of Diet and Nutrition Teachers in each prefecture etc. and the Diet and Nutrition Teacher training institution (university), confirming the recruitment status of “Diet and Nutrition Teacher” in the faculty recruitment selection and the adoption status of “school nutrition staff” in order to make it clear.

Key Words : Diet and Nutrition Teacher, Teacher recruitment selection, Personnel policy

キーワード : 栄養教諭、教員採用選考、人事政策

## 1. はじめに

2005(平成17)年に創設された栄養教諭制度は、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担うことを目的に創設された教員免許制度である。その職務として、(1)食に関する指導(①肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導、②学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導、③他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整)、(2)学校給食の管理の2つが挙げられる。つまり、栄養教諭には、食に関する指導と給食管理を一体的に行うこと、地場産物を活用した給食と食に関する指導の実施など、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されていたのである<sup>1</sup>。

2006(平成18)年3月に示された政府の食育推進会議において決定された食育推進基本計画では、全都道府県における栄養教諭の早期の配置を求めている。2005(平成17)年度当時、全

---

※ 日本大学文理学部教育学科 ※※ 家政学部食物栄養学科

※※※ 東北女子大学家政学部児童学科 ※※※※ 川崎医療福祉大学医療技術学部健康体育学科

国に34人しか配置されていなかった栄養教諭は、2016(平成28)年度には、5,765人と約10年間で約170倍の増加となった。しかしながら、栄養教諭と同様に学校の一人職として代表とされる養護教諭と比較すると、任意配置の栄養教諭と小中学校必置の養護教諭の比較ではあるが、その差は歴然たるものがあり、栄養教諭の配置には課題があるといえよう。

栄養教諭の配置に際しては、すべての義務教育諸学校において給食を実施しているわけではないことや、地方分権の趣旨等から都道府県教育委員会の判断によって配置される<sup>2</sup>。そのため都道府県の児童生徒数や財政の状況によってその配置数は変化が生じる。これまでの先行研究として山本(2010)は、栄養教諭の配置率の(都道府県)格差を指摘した。加えて、山本(2014)は、栄養教諭配置率の全国最下位である東京都と最上位の鹿児島県を比較し、当該地方自治体における食育推進行政の位置づけによる政策認識の差異を明らかにしているところである。

栄養教諭制度創設にともなって、教員免許が創設以前に子供たちの食に関する指導を担っていた学校栄養職員が、都道府県教育委員会の実施する免許法認定講習などを活用して栄養教諭免許状を取得し、学校栄養職員から任用替えによって栄養教諭に採用された者が増加した。しかし、栄養教諭という教員免許創設から十数年が経ち、栄養教諭の採用に関わる人事政策は自治体によって様々な様相を呈している。

そこで本稿では、全国の都道府県・政令指定都市の栄養教諭の配置率と採用選考を取り上げて、全国的な動向を明らかにすることを目的とする。具体的には、各都道府県等における栄養教諭の配置率と栄養教諭養成機関(大学)を取り上げ、教員採用選考における栄養教諭の採用状況と学校栄養職員の採用状況を確認するプロセスにより明らかにしようとするものである。

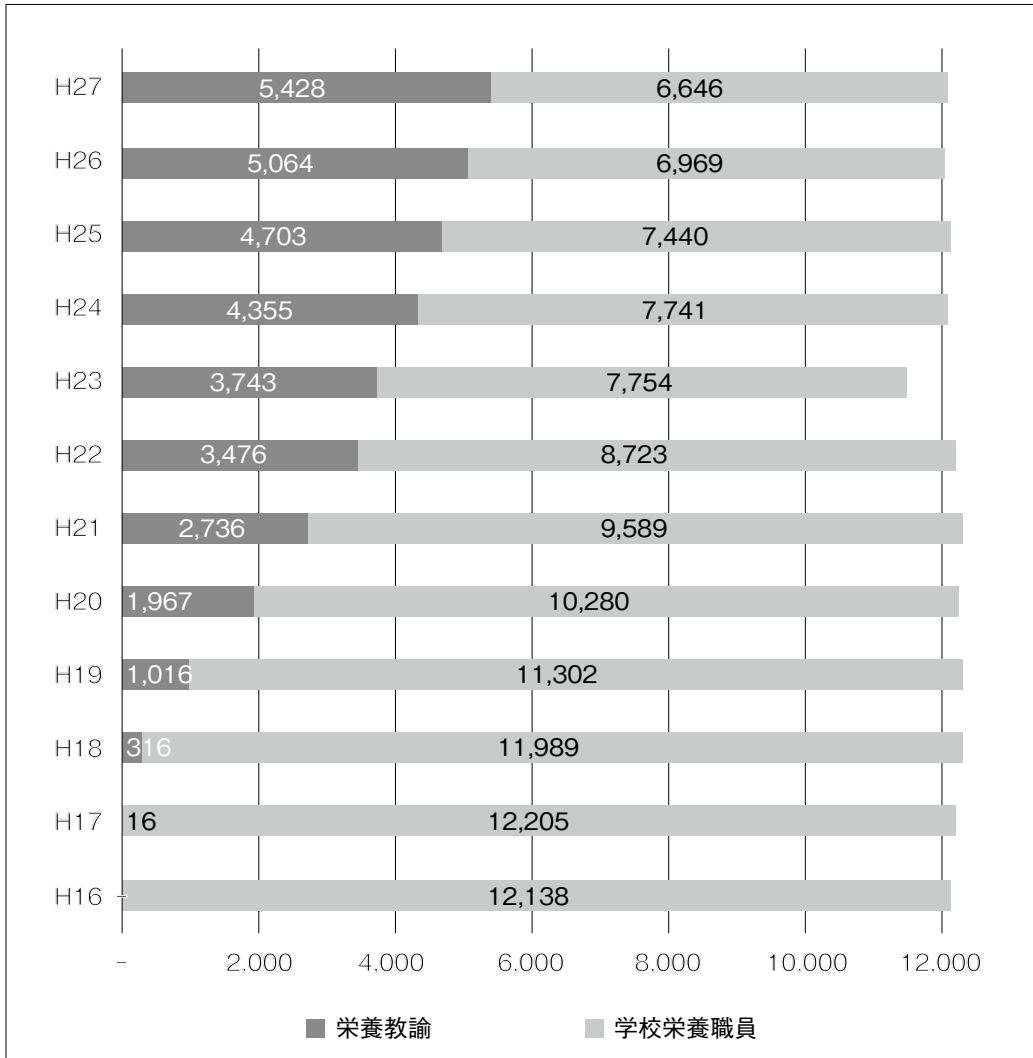
## 2. 栄養教諭の配置率

学校栄養職員から栄養教諭への移行は、徐々に進みつつあるが、栄養教諭の配置は法的な必置義務とはされなかったため、公立小・中学校に栄養教諭の配置が進んでいるとは言いがたいと先行研究では論じられてきた。現在の栄養教諭の配置状況を読み取るため、学校給食実施状況等調査結果を参照し、栄養教諭・学校栄養職員の配置数の年次推移をまとめたものが図1である。

図1によれば、学校栄養職員は2004(平成16)年度には12,138人が配置されていたことが分かる。栄養教諭制度が創設され、はじめて配置された2005(平成17)年には、栄養教諭16人に対して学校栄養職員は12,205人であり、若干の増加が読み取れる。しかしその後学校栄養職員の配置数は徐々に減少し、2009(平成21)年度には1万人を割り、2015(平成27)年度には6,646人まで減少する。

それに対して栄養教諭は、2006(平成18)年度に316人、2007(平成19)年度には1,016人と

図1 栄養教諭・学校栄養職員の配置数の年次推移(単位:人)



出典:「学校給食実施状況等調査」各年度版<sup>6</sup>を参照し筆者作成

1,000人を超え、2015(平成27)年度時点で5,428人まで増加したことが分かる。つまり、自治体の教員人事政策において、学校栄養職員を配置することから栄養教諭を配置することに人事政策が変化しているといえよう。

また栄養教諭の増加量に着目してみると、2007(平成19)年度は前年度より700人、2008(平成20)年度には951人、2009(平成21)年度には769人が増加し、2012(平成24)年度まで前年度比600人以上の栄養教諭が増加していた<sup>3</sup>。しかし2013(平成25)年度以降、増加量は300人台を推移している。

図1の通り栄養教諭の配置が徐々に広まっている。ところが、栄養教諭は、県費負担職員で

地方自治体における栄養教諭の人事政策に関する一考察

あり必置職ではないことから、栄養教諭の配置状況は都道府県によって異なる。そこで学校基本調査および「学校給食実施状況等調査」をもとに、2005（平成17）年度から2017（平成29）年度までの栄養教諭の配置率<sup>4</sup>を算出する。表1は、栄養教諭の配置率の全国推移および配置率上位および下位をそれぞれ5か所示したものである<sup>5</sup>。

表1より、栄養教諭の配置率は2005（平成17）年度から2017（平成29）年度にかけて緩やかではあるが増加傾向にある。また、2017（平成29）年度の値に着目すると、全国的には20%ほどの学校に栄養教諭が配置されていると推計される。都道府県における栄養教諭の配置率に関する標準偏差に着目すると2011（平成23）年度を境に減少傾向にあると言えるが、2015（平成27）年度以降は変化していない。

配置率の上位自治体および下位自治体を概観すると、栄養教諭を率先して配置してきた大阪府や京都府、北海道が今日に至るまで高い配置率を維持していることが指摘できる。ところが、栄養教諭の配置を先導してきたと言える福井県、高知県、愛媛県は、2008（平成20）年度を境に表中からは姿を消した。一方で、香川県や福岡県は2010（平成22）年度ごろから配置率を伸ばし、2017（平成29）年度には両県とも30%を超えている。

配置率の下位自治体を概観すると、配置率の低い自治体はある程度固定されており、2017

表1 栄養教諭配置率の推移(単位：%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	福井県(3.2)	福井県(10.4)	鹿児島県(16.3)	兵庫県(23.4)
2	高知県(1.1)	京都府(9.0)	京都府(14.3)	京都府(19.3)
3	大阪府(0.6)	鹿児島県(7.8)	福井県(9.8)	鹿児島県(18.3)
4	北海道(0.5)	北海道(3.2)	北海道(9.4)	北海道(13.0)
5		愛媛県(3.0)	愛媛県(7.9)	三重県(11.6)
⋮				
43			愛知県(0.7)	神奈川県(0.9)
44			岐阜県(0.7)	岐阜県(0.7)
45			和歌山県(0.7)	和歌山県(0.7)
46			新潟県(0.2)	静岡県(0.4)
47			東京都・静岡県(0.0)	東京都(0.2)
全国	0.1	1.1	2.9	5.7
標準偏差	0.5	2.3	3.5	5.0

地方自治体における栄養教諭の人事政策に関する一考察

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	兵庫県(25.9)	兵庫県(27.0)	大阪府(28.9)	兵庫県(28.1)
2	京都府(20.7)	大阪府(25.1)	兵庫県(28.5)	香川県(27.8)
3	鹿児島県(18.7)	京都府(24.5)	香川県(26.5)	大阪府(27.7)
4	大阪府(17.7)	香川県(19.8)	京都府(25.2)	京都府(27.2)
5	北海道(16.4)	鹿児島県(18.8)	北海道(21.1)	福岡県(22.2)
⋮				
43	千葉県(1.8)	広島県(3.1)	神奈川県(3.9)	静岡県(5.6)
44	山梨県(1.6)	神奈川県(3.0) 千葉県(3.0)	福島県(3.6)	大分県(5.0)
45	広島県(1.2)		和歌山県(3.5)	和歌山県(4.8)
46	東京都(0.8)	和歌山県(2.8)	広島県(3.2)	福島県(3.5)
47	静岡県(0.6)	東京都(1.3)	東京都(1.8)	東京都(2.2)
全国	8.1	10.3	11.9	13.3
標準偏差	5.8	6.5	7.0	6.8

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1	京都府(29.0)	京都府(29.6)	京都府(30.1)	香川県(30.0)	福岡県(33.0)
2	香川県(28.4)	兵庫県(28.6)	香川県(29.3)	福岡県(29.6)	香川県(31.8)
3	兵庫県(28.2)	大阪府(28.0)	兵庫県(28.3)	大阪府(28.9)	大阪府(29.2)
4	大阪府(27.5)	香川県(27.2)	大阪府(28.1)	岡山県(27.4)	岡山県(28.2)
5	福岡県(24.9)	福岡県(26.6)	福岡県(26.9)	北海道(26.3)	北海道(27.0)
⋮					
43	青森県(6.2)	青森県(6.9)	和歌山県(8.2)	沖縄県(8.7)	大分県(9.5)
44	和歌山県(5.8)	和歌山県(6.6)	青森県(7.7)	和歌山県(8.2)	和歌山県(9.4)
45	大分県(5.3)	大分県(4.9)	大分県(6.5)	大分県(6.9)	沖縄県(8.9)
46	福島県(3.1)	福島県(3.7)	福島県(5.1)	福島県(6.4)	福島県(7.8)
47	東京都(2.5)	東京都(2.7)	東京都(2.9)	東京都(3.3)	東京都(3.2)
全国	14.6	16.0	17.3	18.8	20.0
標準偏差	6.6	6.6	6.4	6.4	6.4

出典：「学校基本調査」各年度版<sup>7</sup>を参照し筆者作成

(平成29)年度においても配置率は10%を下回る。とりわけ東京都は長らく栄養教諭の配置率が最も低い自治体であることが注目される。この点については山本(2010)が指摘している通り、任意設置である栄養教諭の採用は今日においても自治体の財政力のみでは説明しないことを意味する。

そこで、次節では栄養教諭の配置に関わる要因として栄養教諭の採用形態に着目し、全都道府県を対象に採用試験の実施や栄養職員から栄養教諭への任用替えの有無を記述する。

### 3. 栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

各都道府県における栄養教諭養成課程を有する大学の有無と各都道府県における栄養教諭の採用選考状況、学校栄養職員の採用選考状況という事項の全国的な状況を見ていくことにする。

公立小中学校において食に関する指導に関わるためには、栄養教諭または学校栄養職員として着任しなければいけない。現行の各都道府県における採用形態には、①新卒者らを対象とした他校種の選考と同様に栄養教諭の採用選考を受験する形式(新卒ルート)、②学校栄養職員の採用選考を受験する形式(職員ルート)、③学校栄養職員として勤務しその後任用替え選考などを受け栄養教諭になるパターン(任用替えルート)の3つの形態に分類することができる。

本稿では、各都道府県教育委員会及び人事委員会のホームページを確認し、既述した3つの採用形態の有無を確認した。またホームページにて確認できなかった事項については、各都道府県教育委員会に対して電話にて問い合わせたうえで、その有無を確認したところである<sup>8</sup>。次に、栄養教諭養成機関の調査方法については、文部科学省ホームページに公開されている「平成29年4月1日現在の教員免許状を取得できる大学」より、①一種免許状(大学卒業程度)、②二種免許状(短期大学卒業程度)、③専修免許状(大学院修士課程修了程度)のそれぞれのデータを検証し各表を作成したとことである<sup>9</sup>。

#### (1) 東日本の栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

##### ① 北海道・東北地方

北海道・東北地方では、7自治体中5自治体(北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県)で栄養教諭として採用選考を実施している。それに対して栄養教諭の採用選考を新卒ルートとして採用していない自治体は青森県と福島県の2自治体であることがわかる。

学校栄養職員としての採用選考を実施しているのは、青森県と福島県のみであり、山形県では臨時的任用での募集のみである。学校栄養職員から栄養教諭への任用替えなどの選考である任用替えルートの有無については、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県の5自治体で実施されている。

北海道・東北地方のそれぞれの自治体において、栄養教諭養成課程を有する大学が設置され

ている。しかしながら、青森県と福島県に位置する栄養教諭養成課程を有する大学においては、大学4年生で栄養教諭免許状取得見込みの栄養教諭を目指す学生がいた場合、学校栄養職員として勤務し経験を積んだ(職員ルート)後に栄養教諭の任用替えによって栄養教諭として働く任用替えルートをたどるか、その進路を県外に求めなければならない状況にあるということである。つまり、地域人材の流出の可能性をはらんでいるといえる。

表2 北海道・東北地方の栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

	栄養教諭採用選考の状況			栄養教諭養成課程を有する大学		
	新卒ルート	任用替えルート	職員ルート	1種免許状	2種免許状	専修免許状
北海道	○	△	×	○	○	○
青森県	×	○	○	○	○	×
岩手県	○	○	×	○	○	×
宮城県	○	○	×	○	○	○
秋田県	○	○	×	×	○	×
山形県	○	×	△	○	×	×
福島県	×	○	○	○	○	○

出典：各都道府県教育委員会からのデータと文部科学省ホームページより筆者作成

## ②関東地方

関東地方では、7自治体中2自治体(茨城県と埼玉県のみ)で栄養教諭として採用選考を実施している。逆に茨城県と埼玉県では、栄養教育職員の採用選考は実施されていない。学校栄養職員から栄養教諭への任用替えなど任用替えルートによる選考の有無については、すべての自治体で実施されている。

関東地方の7自治体には、栃木県を除いてすべての自治体で栄養教諭養成課程を有する大学が設置されている。つまり、茨城県と埼玉県にある栄養教諭養成課程を有する大学においては、大学4年生で栄養教諭免許状取得見込みの栄養教諭を目指す学生がいた場合、その進路(就職先)を県内に求めることができるが、それ以外の自治体の大学4年生で栄養教諭免許状取得見込みの栄養教諭を目指す学生は、任用替えルートをたどるか県外に進路を求めなければならない状況であるといえる。

表3 関東地方の栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

	栄養教諭採用選考の状況			栄養教諭養成課程を有する大学		
	新卒ルート	任用替えルート	職員ルート	1種免許状	2種免許状	専修免許状
茨城県	○	○	×	○	×	○
栃木県	×	○	○	×	○	×
群馬県	×	○	○	○	○	×
埼玉県	○	○	×	○	○	○
千葉県	×	○	○	○	○	○
東京都	×	○	○	○	○	○
神奈川県	×	○	○	○	○	○

出典：各都道府県教育委員会からのデータと文部科学省ホームページより筆者作成

③中部地方

中部地方では、9自治体中6自治体(新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県)で栄養教諭として採用選考を実施していることが読み取れる。逆に栄養教諭として採用していない自治体は富山県と石川県、静岡県の3自治体であることがわかる。

学校栄養職員から栄養教諭への任用替えルートは、すべての自治体で実施されている。学校栄養職員として採用選考を実施している自治体は、富山県と石川県と静岡県であった。

中部地方の9自治体すべてで栄養教諭養成課程を有する大学が位置している。しかし、富山県、石川県、静岡県にある栄養教諭養成課程を有する大学においては、新卒で栄養教諭を目指す学生がいた場合、任用替えルートを歩むかその進路を県外に求めなければならない状況があ

表4 中部地方の栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

	栄養教諭採用選考の状況			栄養教諭養成課程を有する大学		
	新卒ルート	任用替えルート	職員ルート	1種免許状	2種免許状	専修免許状
新潟県	○	○	×	○	×	○
富山県	×	○	○	×	○	×
石川県	×	○	○	○	○	×
福井県	○	○	×	○	×	×
山梨県	○	○	×	○	×	×
長野県	○	○	×	○	○	○
岐阜県	○	○	×	○	○	○
静岡県	×	○	○	○	×	×
愛知県	○	○	×	○	○	○

出典：各都道府県教育委員会からのデータと文部科学省ホームページより筆者作成



ると予測できる。

## (2) 西日本の栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

### ① 近畿地方

近畿地方では、7自治体中6自治体(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)で栄養教諭として採用選考を実施している。逆に栄養教諭として採用していない自治体は和歌山県のみである。

学校栄養職員から栄養教諭への任用替えなどの選考の有無については、三重県、京都府、和歌山県のみで実施されている。学校栄養職員としての採用選考を実施しているのは、和歌山県のみである。滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県において任用替えルートは存在しない。ある自治体においては、学校栄養職員がすべての栄養教諭に配置換えなどした一方で、今後学校栄養職員が栄養教諭として勤務するためには、新卒ルートをたどらなければならないという。

近畿地方では、和歌山県以外の自治体で栄養教諭養成課程を有する大学が設置されている。そのため、和歌山県の学校栄養職員はじめとする子供たちの食に関わる職員は、他県出身者からの供給に頼らざるをえない可能性ははらんでいる。

表5 近畿地方の栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

	栄養教諭採用選考の状況			栄養教諭養成課程を有する大学		
	新卒ルート	任用替えルート	職員ルート	1種免許状	2種免許状	専修免許状
三重県	○	○	×	×	○	×
滋賀県	○	×	×	○	○	○
京都府	○	○	×	○	○	○
大阪府	○	×	×	○	○	○
兵庫県	○	×	×	○	○	○
奈良県	○	×	×	○	×	○
和歌山県	×	○	○	×	×	×

出典：各都道府県教育委員会からのデータと文部科学省ホームページより筆者作成

### ② 中国・四国地方

中国・四国地方では、9自治体中8自治体(島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)で栄養教諭として採用選考を実施していることが読み取れる。逆に栄養教諭として採用していない自治体は鳥取県のみであることがわかる。

学校栄養職員から栄養教諭への任用替えなどの選考の有無については、鳥取県、広島県、山口県、徳島県の3自治体で実施されている。学校栄養職員としての採用選考を実施しているの

は、鳥取県のみである。

中国・四国地方の9県には、島根県と香川県を除いて栄養教諭養成課程を有する大学が設置されている。しかしながら、島根県では、栄養教諭のみ採用選考をしていることは特筆すべき事項であろう<sup>10</sup>。また香川県の場合、学校栄養職員はじめとする子供たちの食に関わる職員は、他県出身者からの供給に頼らざるをえない可能性ははらんでいるといえる。

表6 中国・四国地方の栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

	栄養教諭採用選考の状況			栄養教諭養成課程を有する大学		
	新卒ルート	任用替えルート	職員ルート	1種免許状	2種免許状	専修免許状
鳥取県	×	○	○	×	○	×
島根県	○	×	×	×	×	×
岡山県	○	×	×	○	×	○
広島県	○	○	×	○	○	×
山口県	○	○	×	○	×	○
徳島県	○	○	×	○	○	○
香川県	○	×	×	×	×	×
愛媛県	○	×	×	×	○	×
高知県	○	×	×	○	○	○

出典：各都道府県教育委員会からのデータと文部科学省ホームページより筆者作成

### ③九州・沖縄地方

九州地方では、8自治体中6自治体(福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)で栄養教諭として採用選考を実施していることが読み取れる。逆に栄養教諭として採用していない自治体は長崎県と沖縄県の2自治体であることがわかる。

学校栄養職員から栄養教諭への任用替えなどの選考の有無については、熊本県と鹿児島県を除いた6自治体で実施されている。学校栄養職員としての採用選考を実施しているのは、長崎県と大分県、沖縄県の3自治体である。

九州地方では、栄養教諭養成課程を有する大学を沖縄県以外のすべての自治体でもっている。そのため、長崎県にある栄養教諭養成課程を有する大学においては、新卒で栄養教諭を目指す学生がいた場合、その進路を県外に求めなければならない状況があると予測できる。

表7 九州・沖縄地方の栄養教諭養成課程を有する大学と栄養教諭採用選考の状況

	栄養教諭採用選考の状況			栄養教諭養成課程を有する大学		
	新卒ルート	任用替えルート	職員ルート	1種免許状	2種免許状	専修免許状
福岡県	○	○	×	○	○	○
佐賀県	○	○	×	○	○	×
長崎県	×	○	○	○	×	○
熊本県	○	×	×	○	×	×
大分県	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	×	○	×	×
鹿児島県	○	×	×	○	○	×
沖縄県	×	○	○	×	×	○

出典：各都道府県教育委員会からのデータと文部科学省ホームページより筆者作成

#### 4. まとめ

今回の調査では、栄養教諭と学校栄養職員の採用段階に焦点を当て、各都道府県の採用状況の実態を明らかにした。また、都道府県には栄養教諭を養成している大学が存在するの否かといった点と比較すると、全ての都道府県ではないが、養成大学がない都道府県では栄養教諭としての採用を行っておらず、学校栄養職員を採用、任用替えしている傾向が高いことが示された。このことは、教員の需要と供給のバランス問題に今後関連する事項である。

今回の調査では、採用と養成の一部分に着目したため、結論づけるには限界があった。そのため、今後検討したい内容としては以下の3点が挙げられる。

1点目としては、政令指定都市における学校栄養職員と栄養教諭の配置状況である。今回は、都道府県に着目したが、教員採用を独自に行っている政令指定都市に着目することで、市町村の実態と掛け合わせることが可能となる。

2点目としては、各都道府県の給食実施率と比較する必要がある。学校栄養職員、栄養教諭ともに給食管理が必要な業務であり、給食の有無で栄養教諭の採用状況も変化があるのではないかと。

3点目としては、栄養教諭の資質能力の育成方法について検討する必要がある。現在、栄養教諭の中には、大学等の養成機関で栄養教諭免許状を取得した上で教員となっている者、学校栄養職員から栄養教諭に任用替えされている者といったパターンがある。一方で、職務内容については自治体によって多少の差があるものの、栄養教諭としては共通した業務がある。教員免許状の取得にあたって様々なパターンがある中で、どのような資質能力が必要なのか検討する必要がある。ある県の育成指標では、食に関する指導と教職管理を行う力の必要性、生徒指

導の力、教育課題を解決しようとする力が必要であると示している。

これについては、教員育成指標を栄養教諭独自に作成している自治体と作成していない自治体の比較や、栄養教諭独自の育成指標を検討することで、栄養教諭に必要な資質能力を検証することができる。

## 註

- 1 文部科学省ホームページ「栄養教諭制度の概要」より  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm)  
2018.9.29確認
- 2 公立学校の栄養教諭については、研修等について養護教諭と同様の措置が講じられる。
- 3 2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、2011(平成23)年度の調査では、岩手県、宮城県、福島県が調査対象から除外されている。
- 4 本稿では栄養教諭の主たる配置先として公立義務教育諸学校を想定し、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校数の合計をもとに栄養教諭の配置率を求めた。
- 5 平成17年度は4か所のみで採用が行われている。また、平成17年度および18年度は下位5か所の配置率がいずれも0%であったことから、表1には記載していない。
- 6 文部科学省 学校給食実施状況等調査  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400802&tstat=000001016540>  
2018.9.25確認
- 7 文部科学省 学校基本調査  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528>  
2018.9.25確認
- 8 各都道府県教育委員会における採用選考データについては取り扱いに慎重を期す必要があるため、選考があった場合には「○」、ない場合には「×」とした。なお「△」については特記事項があった場合に表記した。
- 9 1つの自治体で複数の栄養教諭養成課程を有する大学があった場合もまとめて「○」としている。逆に開学されていない場合には「×」と表記している。
- 10 2018(平成30)年度より島根県立大学で栄養教諭養成課程が設置された。

## 参考文献・引用データ

- ・豊田英敏(2017)「大学における教員養成の一考察：栄養教諭の配置状況から見える養成と課題」東京医療保健大学『紀要』12(1),69-75
- ・山本裕詞(2014)「食育行政における栄養教諭配置計画の比較研究：総合行政の中で教育行政計画の適切性を判定する際の観点」郡山女子大学『紀要』50,111-124
- ・山本裕詞(2010)「地方自治体における栄養教諭の配置に関する研究—宮城県を事例として」郡山女子大学『紀要』46,107-119
- ・文部科学省 栄養教諭の免許資格を取得することのできる大学  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/daigaku/detail/1287087.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/detail/1287087.htm)

2018.9.25確認

- ・ 文部科学省 学校基本調査

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528>

2018.9.25確認

- ・ 文部科学省 学校給食実施状況等調査

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400802&tstat=000001016540>

2018.9.25確認

**【付記】**

なお本研究は、JSPS科研費18K02679の研究結果の一部である。

